平成２７年（フ）第１１１７号
名古屋市天白区古川町85番地　ＮＯＮＡＭＩハウスＢ棟811号
債務者　松田　順久
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２８８号
名古屋市東区砂田橋３丁目２番103―901号　大幸東団地
債務者　小野ひな子
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３３号
大分県佐伯市弥生大字門田900番地
債務者　五十川　浩
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２７年（フ）第３２５号
栃木県宇都宮市江曽島１丁目11番15号　コーポサンプレス102、前住所栃木県宇都宮市上横田町857番地１　グランビューココ301
債務者　水澤　智人
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３３２号
栃木県真岡市荒町４丁目38番地１　中川住宅10号、前住所栃木県真岡市亀山2564番地１
債務者　石塚　奈美（旧姓中里）
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３３３号
栃木県さくら市氏家3498番地90　高橋アパート１―１、前住所栃木県宇都宮市大曽４丁目２番４号
債務者　如月写真工房こと　久保井　勝
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３２２号
静岡県榛原郡吉田町住吉37番地　松下団地Ａ―２
債務者　金子　　寛
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２７１号
岡山市北区富田町２丁目10番19号
債務者　得永真由美
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３５２号
岡山市南区福島２丁目13番23号
債務者　青山　俊次
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月１日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４５号
大分県中津市大字上宮永1258番地　市営上宮永住宅Ｂ棟102号
債務者　早川　順子
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月12日午後１時50分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２７年（フ）第５１号
大分県宇佐市大字佐々礼891番地の２
債務者　灘　　豊子
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月12日午後２時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２７年（フ）第７８０５号
東京都足立区西綾瀬３丁目７－２―503
債務者　加藤美保子（旧姓深井）
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７８４２号
東京都江東区潮見１丁目29―23　さざなみ苑
債務者　村上　玄紀
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７８４５号
埼玉県草加市花栗１丁目23―７―302
債務者　原田　　訓
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７８４６号
東京都品川区西五反田８丁目６－７―203
債務者　和野　弘康
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７８４９号
東京都品川区八潮５丁目８―42―606
債務者　劔持　昌大
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部